

# 鳥取県公報

平成25年11月12日(火) 第8548号

毎週火・金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	図書の物品売払代金の徴収事務の委託(	803) (政策法務課)・・・・・・・・2
			生活保護法による医療機関の指定 (804)	(福祉保健課)・・・・・・・・・・2
			生活保護法による医療機関の変更の届出	(805) (") · · · · · · · · · · · · · · 2
			生活保護法による診療所の廃止の届出(	806) (") • • • • • • • • • • • • 3
			身体障害者福祉法による医師の指定(80	7) (障がい福祉課)・・・・・・・・3
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的	に支援するための法律による指定自立支援医療
			機関の指定 (808) (〃)・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
			鳥取県における少子化対策等に関するア	ンケート調査の実施 (809) (子育て応援課)・・4
			家畜商法による講習会の開催 (810) (畜	産課)・・・・・・・・・・・・ 5
			土砂災害警戒区域の指定(811)(治山砂	防課)・・・・・・・・・・・・・・・5
			土砂災害特別警戒区域の指定(812)(〃	) • • • • • • • • • • • • • • 6
			指定代理納付者の指定(813)(会計指導	課)・・・・・・・・・・・・・・・・6
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的	に支援するための法律による指定障害福祉サー
			ビスの事業の廃止の届出(814)(西部総	合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・7
$\Diamond$	選管	告示	選挙管理委員会の招集(43)・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
$\Diamond$	調達	公告	一般競争入札の実施(原子力安全対策課	) • • • • • • • • • • • • • • • • • 7
			落札者の決定(物品契約課)・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

### 示

### 鳥取県告示第803号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を 次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 治

図 書 名	委託の相手	委 託 期 間
鳥取県史ブックレット各巻	綜合印刷出版株式会社	平成25年9月24日から
		平成26年3月31日まで
鳥取県史ブックレット13	境港市観光協会	平成25年10月15日から
鳥取県の妖怪		平成26年3月31日まで

### 鳥取県告示第804号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第 14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により次のとお り告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人祥敬会森脇歯科医院	境港市中野町1893-1	平成25年9月1日
ふなこし眼科	米子市紺屋町15	平成25年10月1日
アイ・プラス薬局郡家店	八頭郡八頭町池田205-1	JJ
やまもとクリニック	鳥取市田園町二丁目157	平成25年11月2日

### 鳥取県告示第805号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出 があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

名称	所在地	変更年月日
山本整形外科クリニック	鳥取市南隈483	平成25年2月27日

### 鳥取県告示第806号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出 があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

名称	所在地	廃止年月日
森脇歯科医院	境港市中野町1893-1	平成25年8月31日
ふなこし眼科	米子市紺屋町15	平成25年9月30日

### 鳥取県告示第807号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福 祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
消化器内科	肝臓機能障害	永原 天和	倉吉市東昭和町150
			鳥取県立厚生病院
内科	心臓機能障害	田中 保則	米子市両三柳1880
			医療法人同愛会博愛病院
神経内科	肢体不自由	松岡 孝至	鳥取市的場一丁目1
			鳥取市立病院
JJ	,,,	田中 健一郎	米子市西町36-1
"	"		鳥取大学医学部附属病院
リハビリテーション科	音声・言語機能障害	岩田 勘司	鳥取市末広温泉町458
			鳥取生協病院
眼科	視覚障害	魚谷 竜	米子市西町36-1
			鳥取大学医学部附属病院

### 鳥取県告示第808号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又 は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社こやま	鳥取市湖山町	アイ・プラス薬局	八頭郡八頭町池田	育成医療、更	平成25年11月
薬局	北一丁目435	郡家店	205-1	生医療、精神	1 日

代表取締役				通院医療	
下田 哲也					
株式会社ファー	東京都世田谷	ホスピタウン薬局	米子市河崎574-		
マみらい	区代沢五丁目		1	JJ	IJ
代表取締役	2 - 1			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"
佃 敏之					
"	JJ	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131	"	JJ
"	"		<b>-</b> 7	,,	"
平井 佳人	鳥取市寿町	ひふみ薬局	鳥取市行徳一丁目	JJ	"
	310		103	,,	"
鳥取市	鳥取市尚徳町	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目	育成医療、更	JJ
	116		1	生医療	"
鳥取大学医学部	米子市西町36	鳥取大学医学部附	米子市西町36-1	育成医療	
附属病院	<b>-</b> 1	属病院			,,,
病院長					,,
北野 博也					

### 鳥取県告示第809号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査

2 調査の目的

少子化及び子育て支援に係る対策に対する要望や子育てに対する意識等を把握し、より充実した少子化及び 子育て支援に係る施策を検討するための参考にする。

3 調査対象の範囲

県内に在住する平成25年4月2日現在で20歳から49歳の者(昭和39年4月2日から平成5年4月1日の間に 生まれた者)

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 子育てに関する状況
    - イ 子育て環境に関する状況
    - ウ 仕事と子育ての両立に関する状況
  - (2) その基準となる期日又は期間

調査票の記入日

5 報告を求める者

住民基本台帳から無作為に抽出した3,000人

- 6 報告を求めるために用いる方法 報告者に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収
- 7 報告を求める期間

平成25年11月中旬から同年12月9日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課のホームページで公表する。

### 鳥取県告示第810号

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

1 開催日時

平成25年12月18日(水)及び同月19日(木)午前9時から午後5時まで

倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所第204会議室

- 3 講習の科目及び時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続
  - (1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部畜産課及び鳥取県ホームページ(http://www.pref.tottori.lg.jp/)に おいて交付する。

(2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5 センチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。)及び講習会受講手数料(3,540円)に相当 する額の鳥取県収入証紙を貼り付けて、平成25年12月4日(水)までに5の場所に提出すること。

5 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部畜産課

電話 0857-26-7290

### 鳥取県告示第811号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 岩美町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称 牧谷地区 (Ⅱ-3658)
- 4 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第812号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 岩美町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称 牧谷地区 (Ⅱ-3658)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- 5 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第813号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定 したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

	指定代理納付	指定代理納付	
指定代理納付者の名称	者の主たる事	者に納付させ	歳入を納付させる期間
	務所の所在地	る歳入	
株式会社ごうぎんクレ	島根県松江市	インターネッ	平成25年11月1日から平成26年3月31日まで(ただ
ジット	白潟本町23	トを利用して	し、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更
		納付する鳥取	新する場合は、契約解除された場合を除き、1年間
		県への寄附金	延長されるものとし、以後も同様とする。)

### 鳥取県告示第814号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法 第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行っていた事業所 の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の所在 地	障害福祉サービ スの種類	廃止年月日
皆生タクシー	米子市旗ヶ崎	皆生タクシーケア	米子市角盤町二丁目	居宅介護、重度	平成25年10月
株式会社	2207	センター	3	訪問介護	31日

# 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第43号

平成25年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年11月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 日時 平成25年11月19日 (火) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 第23回参議院議員通常選挙に係る総務大臣表彰伝達式について
  - (2) その他

## 調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量 平成25年度自動車 (新車) 賃貸借 10台
  - (2) 調達案件の仕様 入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年3月25日から平成32年3月31日までとする。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法

ア 入札金額は、賃貸借期間中の賃貸借料(賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。)の 総額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額(1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てるものとする。)を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その資格区分がその他の賃借の自動車であること。

なお、当該資格区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月21日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成25年11月12日から同年12月6日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間の いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成25年11月12日から同年12月12日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間の いずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(1)に示した物品を所有し(平成25年11月12日以降に取得する場合を含む。)を納入期限までに納 入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービ スを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 自動車のリース契約を締結し、平成22年11月13日から平成25年11月12日までの間にその履行を完了した 実績、又は現在履行している実績を有する者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7973

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年11月12日(火)から同年12月2日(月)までの間にインターネットのホームページ(http://www.pref.tottori.lg.jp/221901.htm)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

### ア 交付期間及び交付時間

平成25年11月12日(火)から同年12月2日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### イ 交付場所

(1)に同じ。

### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成25年12月12日 (木) 午前11時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日 (水) 午後5時とする。)

### イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第28会議室(鳥取県庁第二庁舎4階)

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成25年12月2日(月)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be leased: 10 new cars
  - (2) December 2, 2013 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
  - (3) December 12, 2013 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders

    (December 11, 2013 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
  - (4) Contact point for the notice: Nuclear Power Safety Division, Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL: 0857-26-7973

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 救急医療作業車 1台
- 2 契約方式一般競争入札
- 3 落 札 日 平成25年10月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 第一実業株式会社

東京都千代田区二番町11-19

- 5 落 札 金 額 28,665,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成25年8月23日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220